

市民体育大会助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人石狩市体育協会が主催し、各競技団体が主管して実施する市民体育大会の開催に要する経費の一部を助成することにより、技術の向上に努め、参加者相互の親睦と健康の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象は、市民体育大会を主管する競技団体とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内とし、次の各号に掲げる額の合計額を限度とする。

(1) 基本割は、1大会20,000円を限度とする。

(2) 人数割は、参加人数を基本とし、1人に150円を乗じた額とする。ただし、個人が1大会で、複数の種別に参加したときは、重複して計上しないものとする。

(3) 団体に参加する場合の参加人数は、各競技の標準ルールに基づく出場規定人数に1名を加えた数とする。

2 石狩市多目的スポーツ施設で実施する冬季大会は、前項第1号を適用する。

3 大会の円滑な運営を図るため、調整費を支出することができる。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象経費は、事業実施に直接必要な経費とし別表1に定める。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、各季の大会終了後、1ヶ月以内に市民体育大会実績報告書(別記第1号様式)に事業報告書及び事業精算書並びに関係書類等(実施要項、大会結果、領収書写し)を添付し、会長に提出しなければならない。

(助成の額の確定)

第6条 会長は、前条の規定により報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、実績に基づき交付すべき助成金の額を確定し、申請者に市民体育大会助成金額の確定通知書(別記第2号様式)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 会長は、前条の規定による助成金の額の確定後、市民体育大会助成金請求書(別記第3号様式)による請求に基づき助成金を交付する。

(助成金の取消)

第8条 会長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付決定及び助成金の交付を受けた者があると認められるときは、その決定を取消、又は既に交付した助成金の全部、若しくは一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

対象経費	謝礼金	大会審判等への謝礼金。(1日につき1人3,000円以内)
	消耗品費	ボール、ホイッスル等スポーツ用品、ボールペン等事務用品。 (品単価10,000円未満)
	印刷製本費	封筒印刷、コピー、写真現像、プログラム印刷
	役務費	通信運搬費、手数料
	報償費	表彰に係る経費であり、表彰用のトロフィー等が該当する。 ただし、単なる記念品で不特定多数に配るようなものは消耗品費での支出とする。
	保険料・使用料・ 賃借料	会場使用料、スポーツ用具等レンタル料